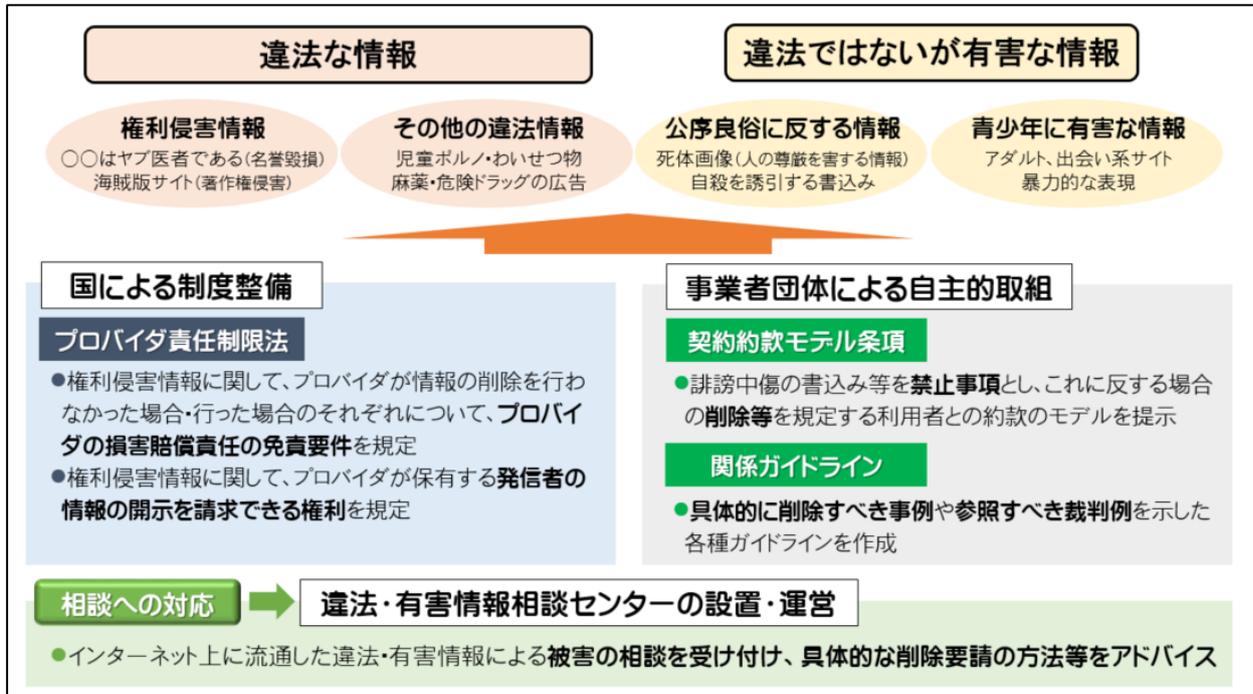


違法な情報（権利侵害情報）に係るプロバイダ等の責務について

1 国における違法・有害情報への対応

総務省においては、プロバイダ責任制限法を中心とした制度整備を行う一方で、個別の違法・有害情報への対応に関しては、事業者団体や個別のプロバイダ等による自主的な取組の支援をしている。



(出典：総務省HP)

● プロバイダ責任制限法の概要

① プロバイダ等の損害賠償責任の制限

特定電気通信による情報の流通（掲示板、SNSの書き込み等）により他人の権利が侵害されたときに、関係するプロバイダ等^{※1}が、これによって生じた損害について、賠償の責めに任じない場合の規定を設けるもの^{※2}

情報の削除を求めることのできる権利を定めるものではなく、また、プロバイダ等に対して、特定の情報に対する削除を義務付けたりするものではない。同法に基づいて民事上の損害賠償責任が生じるものでもない。

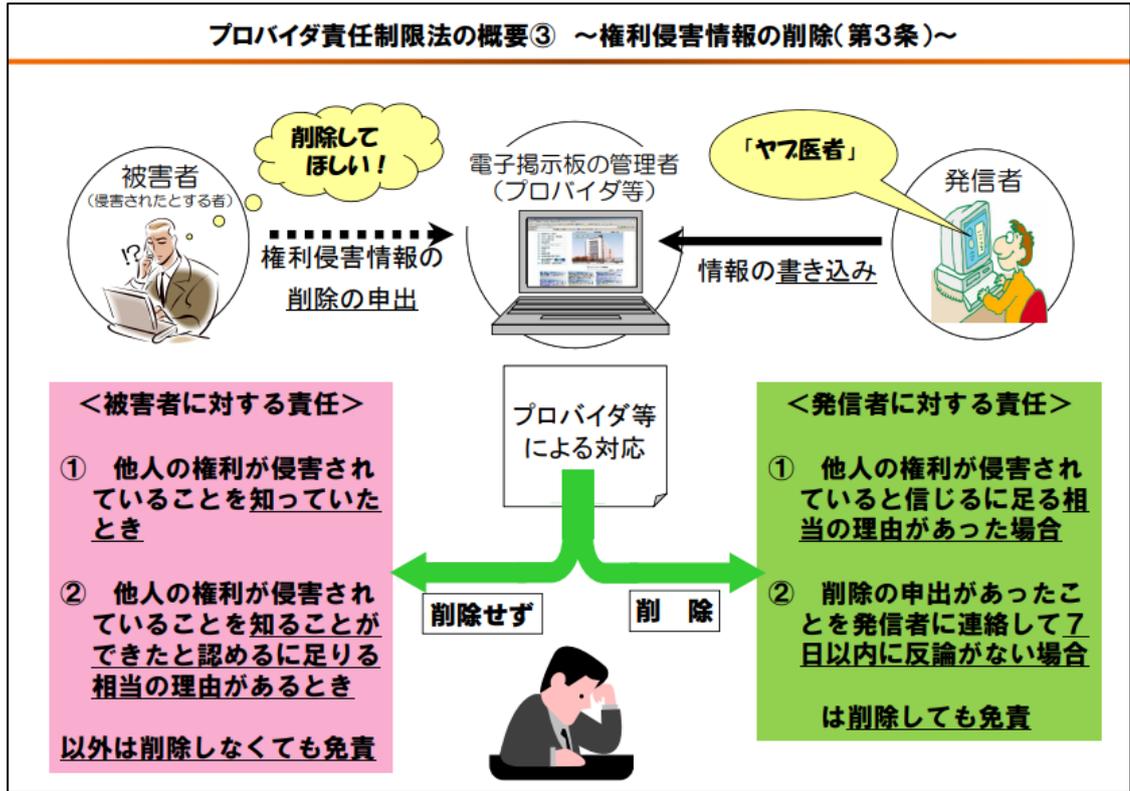
② 発信者情報の開示請求 …今回の条例案には直接関係なし

特定電気通信による情報の流通により自己の権利を侵害されたとする者が、関係するプロバイダ等に対し、当該プロバイダ等が保有する発信者の情報の開示を請求できる規定を設ける

※1 いわゆるプロバイダのほか、非営利でサーバの管理・運営を行う企業や大学等や、電子掲示板を管理する個人等も該当する。

※2 具体的には、(1)特定電気通信による情報の流通によって権利が侵害された場合のプロバイダ等の不作為を理由とする権利を侵害された者に対する損害賠償責任の制限（第3条第1項）及び(2)特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合のプロバイダ等の作為を理由とする発信者に対する損害賠償責任の制限（第3条第2項）であ

る。



(出典：総務省HP)

2 権利侵害情報に係るプロバイダ等の責務を条例で規定することについて

- ・ 情報の削除は、国においては民事上のルールとして定められているが^{※3}、条例でプロバイダ等の責務として規定できるか整理する必要がある

※3 「この法律は、この法律は、(…) 特定電気通信役務提供者が他人の権利を侵害する情報の流通について担うべき責任 (…)を明確化することによりまして、違法な情報の削除等の措置を迅速かつ適切に行いやすくすることによりまして特定電気通信による情報の流通の適正化を図ろうと、こういうふうに考えたわけでございます。

(第153回国会 参議院総務委員会 平成13年11月6日 小坂総務副大臣答弁)

「検討の過程ではいろんな案がございましたが、最終的には民事上のルールを決めようと、こういうことございまして、特定電気通信役務提供者の責任の制限と発信者情報開示請求権と、こういうものを民事上のルールとして決めたものでございまして、行政による規制、介入は含まないと、こういうことございまして。

(第153回国会 参議院総務委員会 平成13年11月6日 片山総務大臣答弁)

- ・ 単なる努力義務でなく、条例上の責務とする場合は、責務の内容を県が具体的に明示する必要があると考えられる